

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号

株式会社 **ライフフーズ**

代表取締役社長 大 平 毅

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年5月20日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年5月21日（木曜日）午前10時00分 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号 S Rビル江坂2階
当社会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第29期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 監査役2名選任の件 |

以 上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://ir.meshiya.co.jp>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

事業報告

(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、一部の企業で業績が回復し、株高・円安基調の継続による緩やかな景気回復が続きましたが、平成26年4月からの消費税増税や先行する物価上昇に伴う長期化する個人消費の低迷からGDP数値等の経済指標の不振などの懸念材料もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食産業におきましても、異物混入問題の報道が相次ぎ、食の安心・安全への関心が一層高まる中、顧客獲得のための企業間競争の激化により厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、一汁三菜をコンセプトに、旬の素材を使った高品質とおいしさにこだわった低価格定食屋業態「街かど屋」を事業の柱として店舗展開を行っております。並行して、できたてメニューにこだわったカフェテリア業態「ザめしや」等の既存店舗の強化と、店舗開発及び不採算店舗の撤退を進めております。

また、業態ごとに期間限定メニューを導入し、「ザめしや」では高級感のある松茸御飯等の季節御飯及び牛すき鍋等の鍋メニューの販売、「街かど屋」ではうなぎ丼定食等の販売に続き、鰹のたたき定食や牡蠣のキムチ鍋定食等の鍋定食メニューを販売しました。「めしや食堂」ではデミグラスソースのビーフカレー等の月替わりカレーや、たこめし等の季節御飯の販売、「讃岐製麺」では、蒸し鶏あんかけうどんを販売したあんかけフェア等の各種フェアを実施しました。その他、販売促進活動として、携帯クーポンの配信や、新聞の折込広告等によるお食事割引券の配布など、お客様に満足していただけるよう消費者ニーズに対応した企業価値の向上に努めております。

当事業年度の店舗展開につきましては、新規出店が6店舗、閉店が5店舗となった結果、期末店舗数は122店舗となりました。以上の結果、売上高は12,610,218千円（前年同期比 2.1%増）、営業利益は376,232千円（前年同期比 8.5%増）、経常利益は426,946千円（前年同期比 7.2%増）、当期純利益は169,140千円（前年同期比 77.4%増）となりました。

業態別の売上状況

(単位：千円)

業 態 \ 期	第28期 平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで		第29期 平成26年3月1日から 平成27年2月28日まで	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
ザ め し や	5,791,329	46.9	5,742,339	45.5
街 か ど 屋 (ザ め し や 24)	3,224,427	26.1	3,691,356	29.3
讃 岐 製 麺	1,890,133	15.3	1,737,292	13.8
め し や 食 堂	1,444,983	11.7	1,403,715	11.1
そ の 他	—	—	35,514	0.3
合 計	12,350,874	100.0	12,610,218	100.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

- (2) 資金調達の状況
該当事項はありません。

- (3) 設備投資の状況
当事業年度中において実施しました設備投資の総額は422,864千円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

回 次	第26期	第27期	第28期	第29期
決 算 年 月	平成24年 2 月	平成25年 2 月	平成26年 2 月	平成27年 2 月
売 上 高 (千円)	11,854,175	12,089,179	12,350,874	12,610,218
経 常 利 益 (千円)	357,145	390,509	398,244	426,946
当 期 純 利 益 (千円)	196,236	134,575	95,322	169,140
1 株当たり当期純利益(円)	10.72	7.50	5.62	10.61
総 資 産 額 (千円)	7,657,804	7,031,951	6,205,922	6,641,932
純 資 産 額 (千円)	3,396,577	3,376,152	3,471,474	3,640,333

- (注)1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
(注)2. 記載金額は千円未満をそれぞれ切り捨てて表示しており、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
(注)3. 当社が平成24年10月15日開催の取締役会において、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付する「株式給付信託（J－E S O P）」を導入することを決議したことに伴い、1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を含めております。なお、自己株式に関する事項につきましては後記の「Ⅱ. 株式に関する事項」の注記をご参照ください。

(5) 対処すべき課題

当事業年度は、企業収益の改善など緩やかに景気が回復しましたが、新興国の需要増加と天候不順の影響による原材料価格の高騰や深刻化する人材不足による人件費及び水道光熱費が高騰する中、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中、引き続き低価格定食屋業態「街かど屋」の新規出店に力を入れ、既存業態の進化と規模の拡大を考えております。また、やりがいのある企業風土作りと、店舗運営力強化のための人材育成、組織力の強化と活性化、パートナー社員の戦力化及び幅広い顧客層にこたえるバリューメニューの開発、食の安全性、食の品質を重視し顧客満足度の向上を課題とします。そして、より多くのお客様にお越しいただき、定着していただけるような魅力のある店舗作りを心がけます。

各業態「Q・S・C」（クオリティ・サービス・クレンリネス）レベルのさらなる向上を課題として、利益率を高め、資本効率を向上させるとともに、既存店の改装や新メニュー開発を促進して、お客様が要望される店舗作りに注力いたします。株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社の事業は、料理、飲食物の調理・販売を主とし、和食を中心としたレストラン業であります。

カフェテリアスタイルの「ザめしや」、「めしや食堂」、及びファーストフードスタイルの「街かど屋（ザめしや24）」、カフェテリアスタイルのうどん店「讃岐製麺」をチェーン展開し、関西地区（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山）、中部地区（愛知、三重、岐阜、静岡）、中国地区（岡山）の2府9県に及んでおります。

(7) 主要な事業所

本社	—	大阪府吹田市
サポートセンター	—	大阪府高槻市
大阪府	40店	大阪市東住吉区他
兵庫県	13店	兵庫県姫路市他
京都府	7店	京都市南区他
滋賀県	1店	滋賀県大津市
奈良県	3店	奈良県橿原市他
和歌山県	1店	和歌山県和歌山市
愛知県	49店	名古屋市中区他
三重県	2店	三重県津市他
岐阜県	3店	岐阜県大垣市他
静岡県	1店	静岡県浜松市
岡山県	2店	岡山県岡山市他

(8) 使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減(△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
男	240名	△4名	37.3才	12.8年
女	7	△1	34.6	10.4
合計または平均	247	△5	37.2	12.7

(注) 上記以外にパートタイマーの期中平均人数は、1,355名（8時間換算）であります。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	40,160 千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	40,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	20,100
大 阪 府 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	20,000
株 式 会 社 南 都 銀 行	19,840
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	16,700
株 式 会 社 み な と 銀 行	13,600
株 式 会 社 京 都 銀 行	8,370
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	1,706
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	1,470
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	1,470

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ. 株式に関する事項

- | | | |
|--------------|------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 24,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 18,302,000株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | | 1,613名 |
| ④ 大株主（上位10位） | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
清 水 三 夫	3,939,000 株	24.17 %
公益財団法人ライフスポーツ財団	3,000,000	18.41
清 久 商 事 株 式 会 社	2,964,000	18.19
ライフフーズ従業員持株会	1,803,000	11.06
資産管理サービス信託銀行株式会社 （ 信 託 E ロ ）	1,000,000	6.14
ケイ低温フーズ株式会社	220,000	1.35
清 水 京 子	200,000	1.23
清 水 周 一	200,000	1.23
アサヒビール株式会社	160,000	0.98
有限会社清水インベストメント	150,000	0.92

(注)1. 当社の当該大株主への出資はありません。

(注)2. 自己株式については上位10位に入りますが、上記の表からは除いております。また持株比率については自己株式（2,002,822株）を控除して計算しております。

(注)3. 当社が平成24年10月15日開催の取締役会において、「株式給付信託（J－E S O P）」を導入することを決議したことに伴い、平成24年10月22日付で資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Eロ）（以下「信託Eロ」といいます。）が当社取締役相談役清水三夫より、当社株式1,000,000株を取得しております。なお、平成27年2月28日現在において信託Eロが当社株式1,000,000株を所有しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 平 毅	執行役員営業本部長兼F F 事業部長
常 務 取 締 役	松 本 邦 泰	執行役員管理本部長兼開発 建設部長兼業態開発部長
取 締 役 相 談 役	清 水 三 夫	
常 勤 監 査 役	小 西 武	
監 査 役	柴 田 昇	株式会社柴田ビジネス・コ ンサルティング／税理士
監 査 役	長 澤 哲 也	弁護士法人大江橋法律事務 所／弁護士 京都大学大学院法学研究科 ／客員教授

- (注)1. 監査役 柴田昇氏、長澤哲也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- (注)2. 監査役 柴田昇氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注)3. 監査役 長澤哲也氏は、弁護士として法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
- (注)4. 当社は、監査役 柴田昇氏、長澤哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注)5. 平成26年7月22日開催の取締役会において清水三夫は代表取締役会長を辞任し、新たに取締役相談役に就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	3 名	33,708千円	株主総会決議(平成9年2月24日)による報酬限度額 年額300,000千円以内
監査役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	13,764千円 (3,420千円)	株主総会決議(平成9年2月24日)による報酬限度額 年額50,000千円以内
計	6 名	47,472千円	

(注) 上記のほか、当事業年度において役員退職慰労引当金繰入額等として取締役3名に対し3,638千円、監査役1名に対し1,020千円(社外監査役2名に対しては計上しておりません。)の合計4,658千円を費用処理しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	兼職先法人等	兼職の内容
監査役	柴 田 昇	株式会社柴田ビジネス・コンサルティング	税理士
監査役	長 澤 哲 也	弁護士法人大江橋法律事務所 京都大学大学院法学研究科	弁護士 客員教授

(注) なお、当社は社外役員の兼職先法人等との間には特別な利害関係はありません。

② 社外役員の事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
監査役	柴 田 昇	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回のうち6回に出席し、主に税理士として専門的見地から発言を行っております。
監査役	長 澤 哲 也	当事業年度開催の取締役会6回のうち4回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回のうち4回に出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 15,500千円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人においてその職務遂行に関する公平さの確保ができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には解任または不再任とします。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定の内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム基本方針

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制。
 - ① コンプライアンス委員会を設置することによって、企業倫理・法令遵守の方針を策定し全社的なコンプライアンス体制の整備に努めてまいります。
 - ② 内部監査室は、定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行っております。
 - ③ 外部の弁護士等の専門家と顧問契約を締結し、客観的な立場からのアドバイスを得ることにより法令違反を未然に防ぐ体制を整えてまいります。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項。

「文書管理規程」に基づき取締役の職務執行に係る情報と文書等を記録し保存しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
 - ① 自然災害、盗難等の事業過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、当該リスク軽減の物理的予防措置を講じるほか、損害保険契約締結等、経営に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じてまいります。
 - ② 新たに想定されるリスクが発生した場合は直ちに取締役会において協議し、必要な措置を講じます。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。

職務分掌権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規程及び稟議申請規程によって職務執行手続等を明確化しております。
5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項。

監査役が必要と認めた場合、重要性に鑑み、専任または兼任の別、及びその人員について決議し、当該補助使用人の独立性に配慮しております。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制。

取締役及び使用人は著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、その旨監査役に報告いたします。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制。

- ① 必要と認めた場合は、外部専門家及び内部監査室との連携を行うものとしております。
- ② 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換会を行っております。

貸 借 対 照 表

(平成27年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,726,056	流 動 負 債	2,232,746
現 金 及 び 預 金	3,223,231	買 掛 金	717,406
売 掛 金	8,701	一年内償還予定社債	30,000
商 品	293	一年内返済予定長期借入金	184,092
原材料及び貯蔵品	52,680	未 払 金	405,870
前 払 費 用	167,385	未 払 費 用	435,573
繰延税金資産	93,607	未 払 法 人 税 等	109,743
未 収 入 金	136,757	未 払 消 費 税 等	183,785
そ の 他	43,398	前 受 収 益	14,580
		預 り 金	33,514
		賞 与 引 当 金	118,180
固 定 資 産	2,915,875	固 定 負 債	768,851
有形固定資産	1,519,096	長 期 借 入 金	7,141
建 物	1,351,411	長 期 未 払 金	207,727
構 築 物	90,393	退 職 給 付 引 当 金	356,922
工具、器具及び備品	70,562	役員退職慰労引当金	75,232
土 地	6,728	転貸損失引当金	6,042
		長期預り保証金	113,442
		そ の 他	2,343
無形固定資産	34,772	負 債 合 計	3,001,598
電 話 加 入 権	25,563		
そ の 他	9,208	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,362,006	株 主 資 本	3,640,333
出 資 金	6,133	資 本 金	1,838,526
長期貸付金	91,629	資 本 剰 余 金	1,537,526
破産更生債権等	510	資 本 準 備 金	1,537,526
長期前払費用	37,912	利 益 剰 余 金	419,945
差入保証金	997,849	利 益 準 備 金	12,000
繰延税金資産	228,481	その他利益剰余金	407,945
貸倒引当金	△510	別 途 積 立 金	146,000
		繰越利益剰余金	261,945
		自 己 株 式	△155,664
		純 資 産 合 計	3,640,333
資 産 合 計	6,641,932	負債及び純資産合計	6,641,932

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年 3 月 1 日から平成27年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,610,218
売 上 原 価		3,945,526
売 上 総 利 益		8,664,692
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,288,459
営 業 利 益		376,232
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,080	
受 取 家 賃	176,442	
そ の 他	53,782	235,305
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,474	
賃 貸 収 入 原 価	168,409	
転 貸 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,940	
そ の 他	4,768	184,592
経 常 利 益		426,946
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18,240	
受 取 補 償 金	17,000	35,240
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	537	
固 定 資 産 除 却 損	15,045	
減 損 損 失	73,478	
店 舗 閉 鎖 損 失	9,173	
そ の 他	12,895	111,129
税 引 前 当 期 純 利 益		351,056
法人税、住民税及び事業税	176,370	
法 人 税 等 調 整 額	5,545	181,916
当 期 純 利 益		169,140

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,838,526	1,537,526	1,537,526
事業年度中の変動額			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,838,526	1,537,526	1,537,526

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 別 途 繰 越 利 益 剰 余 金 積 立 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	12,000	146,000	92,804	250,804	△155,382	3,471,474
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益			169,140	169,140		169,140
自 己 株 式 の 取 得					△281	△281
事業年度中の変動額合計	—	—	169,140	169,140	△281	168,858
当 期 末 残 高	12,000	146,000	261,945	419,945	△155,664	3,640,333

(単位：千円)

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	3,471,474
事業年度中の変動額	
当 期 純 利 益	169,140
自 己 株 式 の 取 得	△281
事業年度中の変動額合計	168,858
当 期 末 残 高	3,640,333

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品の評価方法は、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	（最短）	6年～	（最長）	45年
工具、器具及び備品	（最短）	2年～	（最長）	20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるために、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

⑤ 転貸損失引当金

店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉店し転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した額等その他損失額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

当事業年度より、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を早期適用しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度まで、「流動負債」の「その他」に表示しておりました「未払消費税等」183,785千円は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。なお、前事業年度の「未払消費税等」は46,706千円であります。

(7) 追加情報

(株式給付信託 (J-E S O P))

当事業年度より、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を早期適用しております。

① 取引の概要

当社は平成24年10月15日開催の取締役会において、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託 (J-E S O P)」を導入することを決議しました。

この導入に伴い平成24年10月22日付で資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託E口」といいます。)が当社代表取締役会長兼社長清水三夫より、当社株式1,000,000株を取得しております。

当該株式給付信託に関する会計処理については、当社と信託E口は一体であるとする会計処理をしており、信託E口が所有する当社株式や信託E口の資産及び負債並びに費用及び収益については貸借対照表及び損益計算書に含めて計上しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度において155,000千円、1,000,000株であります。

2 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	3,966,469千円
----------------	-------------

3 損益計算書に関する注記

減損損失について

店舗及び賃貸物件について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(73,478千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物66,530千円、構築物4,419千円、工具、器具及び備品2,527千円であります。

4 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の数 普通株式 18,302,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の数 普通株式 3,002,822株

(注)1. 当社が平成24年10月15日開催の取締役会において、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」を導入することを決議しました。この導入に伴い平成24年10月22日付で資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」といいます。）が当社取締役相談役清水三夫より、当社株式1,000,000株を取得しております。なお、平成27年2月28日現在において信託E口が所有する当社株式1,000,000株を自己株式数に含めて記載しております。

(注)2. 平成26年10月23日付で当社取締役相談役清水三夫より当社株式1,000,000株を無償で取得しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年5月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 32,598千円
- ・1株当たり配当金額 2円
- ・基準日 平成27年2月28日
- ・効力発生日 平成27年5月22日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-E S O P）制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金を含んでおります。

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	10,851千円
賞与引当金	42,060千円
退職給付引当金	127,028千円
役員退職慰労引当金	26,775千円
減損損失	154,459千円
資産除去債務	24,311千円
未払法定福利費等	33,739千円
その他	25,710千円
繰延税金資産小計	444,937千円
評価性引当額	△116,600千円
繰延税金資産合計	328,336千円
繰延税金負債	
建設協力金	6,247千円
繰延税金負債合計	6,247千円
繰延税金資産の純額	322,089千円

(決算日後の法人税等の税率の変更)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布されました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.59%から、平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.02%に、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.22%になります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は17,879千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部及び事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、資金予算及び計画の範囲内で安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主として銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

債権である未収入金、差入保証金及び長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について定期的に把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金、未払金は原則として2ヶ月以内の支払期日となっており、財経部が管理する体制をとっております。

長期借入金（原則として7年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。金利変動リスクを回避するため、その多くは固定金利を選択しております。

長期未払金は主に設備の購入に係るものであります。金利変動リスクを回避するため、固定金利を選択しております。

預り保証金は賃貸借契約により預る保証金であり、無金利であります。

なお、営業債務や借入金及び長期未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、財経部が資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等は、合理的に算定された価額であります。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものについては省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3, 223, 231	3, 223, 231	—
(2) 未収入金	136, 757	136, 757	—
(3) 長期貸付金 (*)	106, 135	106, 238	103
(4) 差入保証金	997, 849	975, 611	△22, 238
資産計	4, 463, 974	4, 441, 838	△22, 135
(1) 買掛金	717, 406	717, 406	—
(2) 未払金	264, 539	264, 539	—
(3) 未払法人税等	109, 743	109, 743	—
(4) 未払消費税等	183, 785	183, 785	—
(5) 長期借入金 (*)	191, 233	191, 277	44
(6) 長期未払金 (*)	349, 057	348, 664	△393
(7) 長期預り保証金	113, 442	112, 311	△1, 131
負債計	1, 745, 424	1, 743, 943	△1, 480

(*) 1年内回収予定長期貸付金（貸借対照表上は、流動資産「その他」に14,505千円が含まれております）、1年内返済予定長期借入金、1年内返済予定長期未払金（貸借対照表上は、流動負債「未払金」に141,330千円が含まれております）は、それぞれ、長期貸付金、長期借入金、長期未払金に含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金、(4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローの合計額を期末日直近の国債の利回りで割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入または割賦取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引いて算定しております。

8 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

氏名	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引内容	取引金額
清水三夫	当社取締役 相談役	(被所有) 直接 24.17%	自己株式の無償取得	—

(注) 当社取締役相談役清水三夫より当社株式1,000,000株を無償で取得したものであります。

10 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 237円94銭

(2) 1株当たり当期純利益 10円61銭

(注) 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。

11 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月10日

株式会社ライフフーズ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任
社員 公認会計士 松 田 茂 ⑩
業務執行社員

指定有限責任
社員 公認会計士 井 上 嘉 之 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライフフーズの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月20日

株式会社ライフフーズ 監査役会

常勤監査役 小 西 武 ㊞

社外監査役 柴 田 昇 ㊞

社外監査役 長 澤 哲 也 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度末の配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円 総額32,598,356円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年5月22日

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役小西武氏と長澤哲也氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

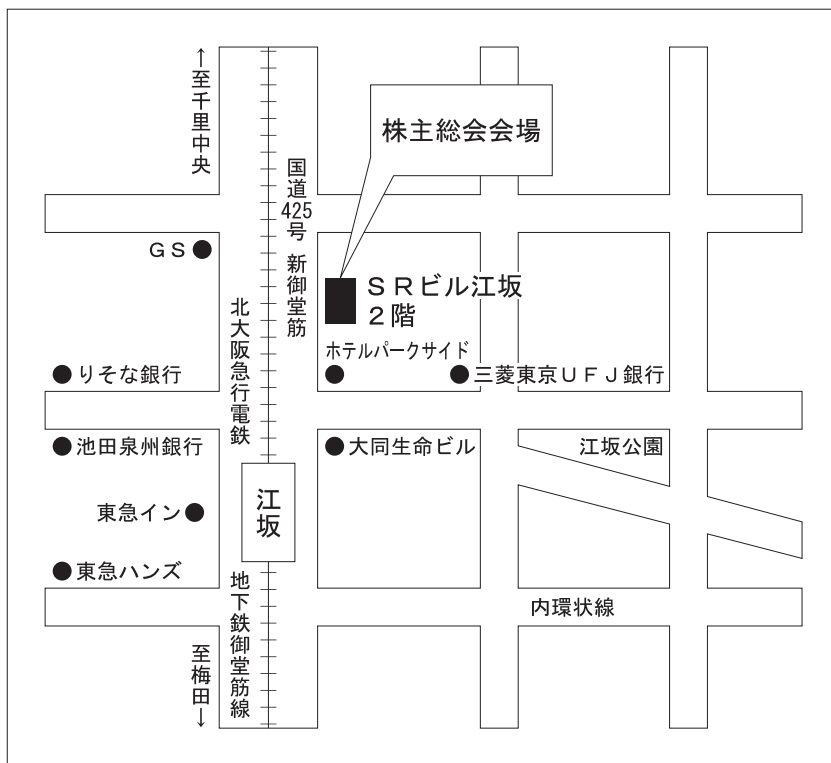
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	こにし たけし 小西 武 (昭和23年6月19日)	昭和46年4月 株式会社ライフストア（現 株式会社ライフコーポレーション）入社 昭和63年6月 エル・フーズ株式会社（現 株式会社ライフフーズ）へ出向 平成元年5月 株式会社ライフストア退社 エル・フーズ株式会社入社 取締役総務部長 平成8年1月 常務取締役総務本部長 平成13年6月 常務取締役店舗運営本部長 平成15年5月 代表取締役専務 平成15年12月 取締役F F 事業担当 平成17年7月 常務取締役兼執行役員開発本部長 平成19年3月 常務取締役兼執行役員総務本部長 平成19年11月 常務取締役兼執行役員総務本部長兼開発本部長 平成20年4月 常務取締役兼執行役員総務本部長兼開発本部長兼財經部長 平成21年4月 常務取締役兼執行役員総務本部長兼財經部長 平成22年5月 常勤監査役（現任）	66,000株
2	ながさわ てつや 長澤 哲也 (昭和45年4月17日)	平成8年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）・大江橋法律事務所入所 平成13年9月 モルガン・ルイス&パッキアス法律事務所ワシントンオフィス勤務 平成14年1月 ニューヨーク州弁護士登録 平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所復帰 平成16年4月 同法人社員（現任） 平成17年4月 京都大学法科大学院非常勤講師 平成18年7月 当社監査役（現任） 平成25年4月 京都大学大学院法学研究科客員教授（現任）	0株

- (注)1. 長澤 哲也氏は社外監査役候補者であります。
- (注)2. 当社は、長澤 哲也氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (注)3. 社外監査役候補者とした理由ならびに社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました理由については、同候補者は弁護士として企業法務に精通しており、その専門的見地により適確に助言していただけるものと判断させていただきました。
- (注)4. 社外監査役候補者の長澤 哲也氏は現に当社の監査役であり、その就任してからの期間は平成18年7月から8年10ヶ月間であります。
- (注)5. 社外監査役との責任限定契約については、当社定款の規定により締結できることとしておりますが、当社と社外監査役との間で責任限定契約を締結する予定はありません。
- (注)6. 各候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府吹田市江坂町 1 丁目 13 番 41 号 S R ビル江坂 2 階
当社会議室
電話 06-6338-8331 (代表)
交通 地下鉄御堂筋線「江坂」駅下車 1 番出口徒歩 5 分



(駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)